

年末調整手続の電子化とは？

上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel : 0263-88-2514
Fax : 0263-88-2516

2020年10月に国税庁HPで『年調ソフト』が公開されました。

年末調整の(一部の)手続を電子化しようという動きの一環で、『紙媒体』でやり取りされていたものを『データ』へ置き換えることで効率化を図るものです。

導入が効果的かは会社の状況に応じて異なりますが、昨今、コロナの感染拡大によるテレワークの普及などにより、電子化に対する関心・ニーズは一段と高まっていますので、具体的内容と必要な準備についてご案内いたします。

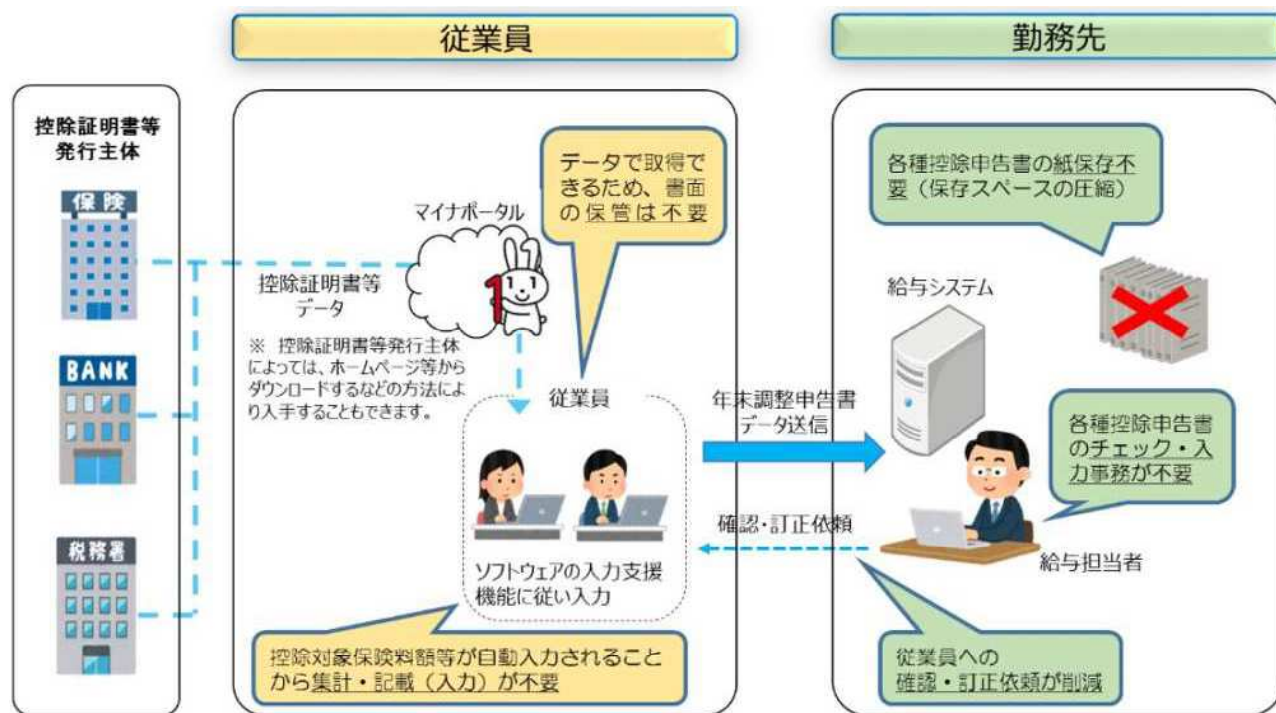
【年末調整手続を電子化すると、具体的には？】

区分	従来	電子化後
従業員	1. ハガキ等で 控除証明書を受領	1. 保険会社等から控除証明書等を データで取得 (再取得も容易)
	2. 申告書を 手書き・手計算 で作成	2. データを『年調ソフト』等に取り込んで申告書を PC 等で作成 し、勤務先へ データで提供
勤務先	3. 申告書の内容確認、控除額 検算 、給与システムへ 手入力	3. 提供されたデータを基に給与システム等に インポートし年税額を計算 ※年調ソフトでは、年税額の計算はできません
	4. 紙保管	4. 提供された データを保管

上記の通り、手続きのプロセス自体が変わるというよりは、やり取りをデータで行えるようにし、かつシステムを活用することで自動入力・自動計算・大量処理を可能にすることで、効率化を目指すものです。

【電子化によるメリット】

※国税庁 HP より



【電子化への準備・課題】

- 勤務先サイドでは、**税務署への届出が必要な場合**があり、また、使用している給与システムの対応状況の確認も必要。
- 保険控除証明書等の DL(マイナポータル連携の設定)等、従業員が行う作業が、特に初期段階では多く、従業員の情報機器の扱いの巧拙に左右される。
- 給与システム・保険会社・控除の種類によっては、電子化に未対応の手続きが未だ考えられる。
- 紙・データを混在させた段階的な移行も可能だが、その場合効果は限定的となり、却って管理が煩雑になる可能性も。